

令和 7 年

第 5 回 庄原市議会定例会議案

参 考 資 料

(9 月)

庄 原 市

令和 7 年第 5 回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第81号	庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第82号	庄原市税条例の一部を改正する条例	7
議案第83号	庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	13
議案第84号	庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	15
議案第85号	庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	17

庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

【第1条による改正】 庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第15条 略 (介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。 2～3 略 第16条の2～第18条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第18条の2 任命権者は、庄原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年庄原市条例第35号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、<u>同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 庄原市職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の</u>	第1条～第15条 略 (介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。 2～3 略 第16条の2～第18条 略

改 正 案	現 行
<u>意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等) 第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第18条の4 略 第19条以下 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員_____に対する意向確認等) 第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第18条の3 略 第19条以下 略

【第2条による改正】 庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第13条 略 (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第15条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は_____、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を	第1条～第13条 略 (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法_____第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業_____の承認) 第15条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を

改 正 案	現 行
受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する育児時間に準ずるものとして規則で定めるもの（以下この項において「非常勤職員の育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該非常勤職員の育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 （育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間） 第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分 （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情） 第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことに	受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改 正 案	現 行
<u>より同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 （部分休業の承認の取消事由） 第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。 第18条以下 略	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第16条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 （部分休業の承認の取消事由） 第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____ 第18条以下 略

【第3条による改正】 庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第19条 略 （給与の減額） 第20条 略 2 職員が部分休業（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第21条～第22条 略 （育児休業の承認を受けた職員の給与） 第23条 地方公務員の育児休業等に関する法律_____第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただ	第1条～第19条 略 （給与の減額） 第20条 略 2 職員が部分休業（<u>当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと_____をいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第21条～第22条 略 （育児休業の承認を受けた職員の給与） 第23条 地方公務員の育児休業等に関する法律<u>（平成3年法律第110号）</u>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただ

改 正 案	現 行
し、期末手当及び勤勉手当については、この限りではない。 第24条以下 略	し、期末手当及び勤勉手当については、この限りではない。 第24条以下 略

【附則第４項による改正】地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第１条～第11条 略 附 則 (施行期日) 第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第９条の規定は、公布の日から施行する。 第２条～第10条 略 (庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第11条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和３年法律第63号)附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の庄原市職員の育児休業等に関する条例(以下この条において「新条例」という。) 第14条_____に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。 第12条以下 略	第１条～第11条 略 附 則 (施行期日) 第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第９条の規定は、公布の日から施行する。 第２条～第10条 略 (庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第11条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和３年法律第63号)附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の庄原市職員の育児休業等に関する条例(以下この条において「新条例」という。) 第14条及び第15条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新条例の規定を適用する。 第12条以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第110号)第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の庄原市職員の育児休業等に関する条例第15条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

4 略

-7-

改 正 案	現 行
でに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 第36条の3 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2） 略 （3） 扶養親族又は特定親族の氏名 （4） 略 2～6 略	でに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> _____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 第36条の3 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2） 略 （3） 扶養親族_____の氏名 （4） 略 2～6 略

改 正 案	現 行
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2） 略 （3） 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 （4） 略 2～5 略 第36条の4～第151条 略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） 略 第2条～第16条の2 略 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> 第16条の2の2 <u>令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこ</u>	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____ _____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）～（2） 略 （3） 扶養親族 _____ の氏名 （4） 略 2～5 略 第36条の4～第151条 略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） 略 第2条～第16条の2 略

改 正 案	現 行
<u>の本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u> (1) <u>葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)</u> <u>当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> <u>当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	第16条の3以下 略

改 正 案	現 行
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日</u> <u>(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号) 附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日</u> <u>(公示送達に関する経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後の庄原市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u> <u>(市民税に関する経過措置)</u> <u>第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> <u>2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</u> <u>3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の庄原市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお</u>	

改 正 案	現 行
<u>従前の例による。</u> <u>(市たばこ税に関する経過措置)</u> <u>第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</u> <u>2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、庄原市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u> <u>(1) 庄原市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u> <u>(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u> <u>3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	

-13-

改 正 案				現 行			
	たり	たり	宿泊利用の場合を除く。		たり	たり	宿泊利用の場合を除く。
一般	900円	9,000円		一般	700円	7,000円	
小学生	450円	—		小学生	350円	—	
小学生未満	無料	対象外		小学生未満	無料	対象外	
摘 要 略				摘 要 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に係る使用料について適用し、施行日前の宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日において現にこの条例による改正前の庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の規定により入浴施設に係る利用料金を前納している者については、施行日以後においても、なお従前の例により入浴施設を使用することができる。

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行																																																																
第1条～第18条 略	第1条～第18条 略																																																																
別表第1 略	別表第1 略																																																																
別表第2（第4条、第9条関係）	別表第2（第4条、第9条関係）																																																																
1～2 略	1～2 略																																																																
3 庄原市高野山村交流施設	3 庄原市高野山村交流施設																																																																
（1）略	（1）略																																																																
（2）大鬼谷キャンプ場	（2）大鬼谷キャンプ場																																																																
ア オートキャンプ（加算は1区画当たりテント1張、車1台、5人を超える場合）	ア オートキャンプ（加算は1区画当たりテント1張、車1台、5人を超える場合）																																																																
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th><th></th><th>単位等</th></tr><tr><td>一般サイト</td><td>5,500円</td><td></td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>電源付サイト</td><td>6,600円</td><td></td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>水道・流し付サイト</td><td>6,400円</td><td></td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>電源・水道・流し付サイト</td><td>7,500円</td><td></td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>使用者加算</td><td>550円</td><td></td><td>1人・1泊当たり</td></tr><tr><td>テント加算</td><td>1,500円</td><td></td><td>1張・1泊当たり</td></tr><tr><td>車加算</td><td>1,500円</td><td></td><td>1台・1泊当たり</td></tr></table>	区分	使用料		単位等	一般サイト	5,500円		1区画・1泊当たり	電源付サイト	6,600円		1区画・1泊当たり	水道・流し付サイト	6,400円		1区画・1泊当たり	電源・水道・流し付サイト	7,500円		1区画・1泊当たり	使用者加算	550円		1人・1泊当たり	テント加算	1,500円		1張・1泊当たり	車加算	1,500円		1台・1泊当たり	<table><tr><th>区分</th><th>休日等</th><th>左欄以外の日</th><th>単位等</th></tr><tr><td>一般サイト</td><td>4,810円</td><td>4,290円</td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>電源付サイト</td><td>5,860円</td><td>5,340円</td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>水道・流し付サイト</td><td>5,440円</td><td>4,920円</td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>電源・水道・流し付サイト</td><td>6,490円</td><td>5,970円</td><td>1区画・1泊当たり</td></tr><tr><td>使用者加算</td><td>360円</td><td>360円</td><td>1人・1泊当たり</td></tr><tr><td>テント加算</td><td>1,040円</td><td>1,040円</td><td>1張・1泊当たり</td></tr><tr><td>車加算</td><td>1,040円</td><td>1,040円</td><td>1台・1泊当たり</td></tr></table>	区分	休日等	左欄以外の日	単位等	一般サイト	4,810円	4,290円	1区画・1泊当たり	電源付サイト	5,860円	5,340円	1区画・1泊当たり	水道・流し付サイト	5,440円	4,920円	1区画・1泊当たり	電源・水道・流し付サイト	6,490円	5,970円	1区画・1泊当たり	使用者加算	360円	360円	1人・1泊当たり	テント加算	1,040円	1,040円	1張・1泊当たり	車加算	1,040円	1,040円	1台・1泊当たり
区分	使用料		単位等																																																														
一般サイト	5,500円		1区画・1泊当たり																																																														
電源付サイト	6,600円		1区画・1泊当たり																																																														
水道・流し付サイト	6,400円		1区画・1泊当たり																																																														
電源・水道・流し付サイト	7,500円		1区画・1泊当たり																																																														
使用者加算	550円		1人・1泊当たり																																																														
テント加算	1,500円		1張・1泊当たり																																																														
車加算	1,500円		1台・1泊当たり																																																														
区分	休日等	左欄以外の日	単位等																																																														
一般サイト	4,810円	4,290円	1区画・1泊当たり																																																														
電源付サイト	5,860円	5,340円	1区画・1泊当たり																																																														
水道・流し付サイト	5,440円	4,920円	1区画・1泊当たり																																																														
電源・水道・流し付サイト	6,490円	5,970円	1区画・1泊当たり																																																														
使用者加算	360円	360円	1人・1泊当たり																																																														
テント加算	1,040円	1,040円	1張・1泊当たり																																																														
車加算	1,040円	1,040円	1台・1泊当たり																																																														
イ デイキャンプ	イ デイキャンプ																																																																
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th><th></th><th>単位</th></tr><tr><td>使用者</td><td>550円</td><td></td><td>1人当たり</td></tr><tr><td>車</td><td>1,000円</td><td></td><td>1台当たり</td></tr></table>	区分	使用料		単位	使用者	550円		1人当たり	車	1,000円		1台当たり	<table><tr><th>区分</th><th>休日等</th><th>左欄以外の日</th><th>単位</th></tr><tr><td>使用者</td><td>360円</td><td>360円</td><td>1人当たり</td></tr><tr><td>車</td><td>520円</td><td>520円</td><td>1台当たり</td></tr></table>	区分	休日等	左欄以外の日	単位	使用者	360円	360円	1人当たり	車	520円	520円	1台当たり																																								
区分	使用料		単位																																																														
使用者	550円		1人当たり																																																														
車	1,000円		1台当たり																																																														
区分	休日等	左欄以外の日	単位																																																														
使用者	360円	360円	1人当たり																																																														
車	520円	520円	1台当たり																																																														
ウ ログハウス	ウ ログハウス																																																																
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th><th></th><th>単位等</th></tr><tr><td>施設</td><td>20,000円</td><td></td><td>1棟・1泊当たり</td></tr><tr><td>使用者</td><td>550円</td><td></td><td>1人・1泊当たり</td></tr><tr><td>暖房</td><td>1,500円</td><td></td><td>1棟・1泊当たり</td></tr></table>	区分	使用料		単位等	施設	20,000円		1棟・1泊当たり	使用者	550円		1人・1泊当たり	暖房	1,500円		1棟・1泊当たり	<table><tr><th>区分</th><th>休日等</th><th>左欄以外の日</th><th>単位等</th></tr><tr><td>施設</td><td>18,010円</td><td>14,450円</td><td>1棟・1泊当たり</td></tr><tr><td>使用者</td><td>360円</td><td>360円</td><td>1人・1泊当たり</td></tr><tr><td>暖房</td><td>1,040円</td><td>1,040円</td><td>1棟・1泊当たり</td></tr></table>	区分	休日等	左欄以外の日	単位等	施設	18,010円	14,450円	1棟・1泊当たり	使用者	360円	360円	1人・1泊当たり	暖房	1,040円	1,040円	1棟・1泊当たり																																
区分	使用料		単位等																																																														
施設	20,000円		1棟・1泊当たり																																																														
使用者	550円		1人・1泊当たり																																																														
暖房	1,500円		1棟・1泊当たり																																																														
区分	休日等	左欄以外の日	単位等																																																														
施設	18,010円	14,450円	1棟・1泊当たり																																																														
使用者	360円	360円	1人・1泊当たり																																																														
暖房	1,040円	1,040円	1棟・1泊当たり																																																														
エ 貸別荘カントリーハウス	エ 貸別荘カントリーハウス																																																																
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th><th></th><th>単位等</th></tr></table>	区分	使用料		単位等	<table><tr><th>区分</th><th>休日等</th><th>左欄以外</th><th>単位等</th></tr></table>	区分	休日等	左欄以外	単位等																																																								
区分	使用料		単位等																																																														
区分	休日等	左欄以外	単位等																																																														

改 正 案				現 行			
						の 日	
ふじ（10人用）	33,000円		1棟・1泊 当たり	ふじ（10人用）	29,960円	26,500円	1棟・1泊 当たり
つがる（6人用）	27,000円		1棟・1泊 当たり	つがる（6人用）	24,200円	20,530円	1棟・1泊 当たり
王林（8人用）	31,000円		1棟・1泊 当たり	王林（8人用）	27,650円	24,200円	1棟・1泊 当たり
千秋（8人用）	31,000円		1棟・1泊 当たり	千秋（8人用）	27,650円	24,200円	1棟・1泊 当たり
使用者	550円		1人・1泊 当たり	使用者	360円	360円	1人・1泊 当たり
暖房	1,500円		1棟・1泊 当たり	暖房	1,040円	1,040円	1棟・1泊 当たり
4 略				4 略			
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
—				4 大鬼谷キャンプ場に定める休日等は、次のとおりとする。			
—				(1) 休日の前日			
—				(2) 土曜日の前日の休日			
—				(3) 3月20日から4月5日まで			
—				(4) 4月29日から5月6日まで			
—				(5) 7月19日から8月30日まで			
—				(6) 12月25日から翌年1月5日まで			
別表第3 略				別表第3 略			
附 則							
(施行期日)							
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。							
(経過措置)							
2 この条例による改正後の庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用（施行日の前日から施行日にかけて行われる使用を除く。）に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。							

庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案						現 行					
第 1 条～第64条 略						第 1 条～第64条 略					
別表第 1 （第 3 条関係）						別表第 1 （第 3 条関係）					
住宅の 名称	建設 年度	構 造・ 型式	床 面 積 （ ㎡ ）	戸 数	位置	住宅の 名称	建設 年度	構 造・ 型式	床 面 積 （ ㎡ ）	戸 数	位置
略						略					
上野公 営住宅	昭和 35年 度	木造 平・ 長	29 .8 1	<u>8</u>	庄原市東 本町一丁 目1617番 地 2	上野公 営住宅	昭和 35年 度	木造 平・ 長	29 .8 1	<u>10</u>	庄原市東 本町一丁 目1617番 地 2
本町公 営住宅	昭和 37年 度	— — —	— — —	—	庄原市東 本町一丁 目1609番 地 1	本町公 営住宅	昭和 37年 度	木造 平・ 戸	<u>36</u> .4 <u>1</u>	<u>2</u>	庄原市東 本町一丁 目1609番 地 1
		木造 平・ 長	36 .4 1	8				木造 平・ 長	36 .4 1	8	
		木造 平・ 戸	31 .4 4	<u>3</u>				木造 平・ 戸	31 .4 4	<u>4</u>	
		木造 平・ 長	31 .4 4	<u>4</u>				木造 平・ 長	31 .4 4	<u>6</u>	
以下 略						以下 略					
備考 略						備考 略					
別表第 2 略						別表第 2 略					
附 則											
この条例は、公布の日から施行する。											

